

(仮称) 亀山市こどもがかがやくまち
条例 逐条解説 (案)

亀山市議会

令和8年4月20日 作成

条例制定の背景

この条例の制定に当たっては、多くの市民の方からご意見をお聞きしながら、作り上げていきたいという思いから、こどもに関する団体や児童・生徒、こどもの保護者などと意見交換を行い、また市内全小中学校の児童・生徒やその他関心を持っていた市民の方が回答することができるWEBアンケート調査を実施し、こどもの権利に関する条例の制定に向けて取り組みました。

〔意見交換の相手〕

- ・不登校のこどもと親と地域の会でんでん
- ・亀山市学童保育連絡協議会
- ・NPO法人 ぽっかぽかの会
- ・亀山市PTA連合会
- ・各小学校児童会
- ・各中学校生徒会
- ・学校法人三重徳風学園 徳風高等学校
- ・三重県立亀山高等学校
- ・未就学児の保護者

令和2年から亀山市議会全員協議会の下部組織である政策検討部会において、政策条例制定に向けた会議を開催し、議員提出議案として提案する準備を進めてきました。

具体的な経過は2ページ以降に記載してありますが、主に次のような取組を行いました。

〔主な取組〕

- ・政策検討部会 25回
- ・議員研修会（オンライン研修を含む） 3回
- ・オンライン行政視察 3回（3市）
- ・こどもに関する団体等との意見交換会 9回（9団体）

条例の検討経過

- 令和元年12月 議員から子どもの権利に係る政策条例制定について提案
- 令和2年1月 政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定
- 令和2年3月 市の現状把握のため、子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受ける
- 令和3年2月 みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受ける
- 令和3年4月 全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受ける
(議員研修)
- 令和3年5月 「子どもの権利と地方自治体の政策～地方議会の果たすべき役割とは何か～」(オンライン研修)
- 令和4年7、8月 川崎市、奥州市、丸亀市のオンライン行政視察
- 令和5年2月 こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという2本柱で検討を進めていくことを決定
- 令和5年4月 意見交換の相手方「子どもに関する団体」の洗い出しを行うこと、子どもの権利条例に向けた取組リーフレットの作成、配布を行うことを決定
- 令和5年6月 「子どもに関する団体」を抽出し、7団体程度に絞り込みを行い、子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットを修正
- 令和5年7月 意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認、子どもの権利条例説明用ページについて協議・決定し、公開

- 令和5年8月 議会だより令和5年8月1日号と同時に周知用リーフレット配布
令和5年4月施行のこども基本法及び同時に設置されたこども家庭庁の実施する子ども関連施策について理解を深めるため、こども家庭庁職員を講師とし「こども家庭庁とこども基本法」をテーマにオンラインで議員研修会を開催
「亀山市学童保育連絡協議会」と意見交換会を実施
「NPO法人 ぽっかぽかの会」と意見交換会を実施
- 令和5年10月 「亀山市PTA連合会」、「各小学校児童会」と意見交換会を実施
意見交換について外国人、未就学児とその保護者、高校生、文化及び遊びに関わる団体と行うことを確認、アンケート調査票の内容、対象者、方法等を検討
- 令和5年11月 「各中学校生徒会」と意見交換会を実施
- 令和6年2月 「徳風高校」「亀山高校」と意見交換会を実施
アンケート調査票、アンケートスケジュール等について確認
また、最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討
「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」と意見交換会を実施
- 令和6年4月 これまでの意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討
- 令和6年5月 条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討
「第2章こどもの権利」の項目について検討
- 令和6年7月 アンケート調査結果を確認し、「第2章こどもの権利」の項目について検討
また、外部有識者との関わりについて確認
「前文、第1章総則」の項目について検討
- 令和6年8月 条例案について、外部有識者との意見交換を実施
- 令和6年11月 任期2年が経過したことにより、部会員の交替とともに副部会長の互選を実施
- 令和7年1月 外部有識者との意見交換を受け、条例案（前文、第1章、第2章）を修正

- 令和7年2月 外部有識者との意見交換を受け、条例案（第3章から第6章まで）を修正
- 令和7年4月 条例案全体（前文から第6章まで）を確認し、修正
- 令和7年5月 条例案に対する執行部の意見を確認
- 令和7年6月 条例案に対する逐条解説案を検討
- 令和7年6月 条例案に対する逐条解説案を検討
- 令和7年7月 条例案に対する逐条解説案を検討
- 令和7年8月 条例案に対する例規審査結果、逐条解説案に対する有識者意見を確認し、一部修正
- 令和8年1月 条例案に対する意見について対応を検討
条例案に対する意見について執行部と協議を行った
- 令和8年2月 条例案及び逐条解説案を一部修正
- 令和8年4月 条例案及び逐条解説案の一部修正、パブリックコメントの実施確認

題名

亀山市こどもがかがやくまち条例

【解説】

この条例の名称を「亀山市こどもがかがやくまち条例」としています。

「こどもがかがやくまち」とは、こどもが才能や個性を発揮し、自信を持って成長できるまちのことであり、前文に示す全ての市民が暮らしやすいまち、こどもが自分にとって大事なことを自分で決められるまち、こどもが意見を言い、実行できるまち、こどもがつまずいても、やり直すことができるまち、こどもが一人の人間として尊重されるまち、こどもが生まれた環境や障がいの有無によって差別されないまち、それらを実現したまちを意味しています。

(前文)

こどもは、かけがえのない存在であり、その権利は、最大限に保障されなければなりません。

こどもが幸せでいることは、わたしたちにとって最高に幸せなことです。

こどもがかがやくまち

それは、全ての市民が暮らしやすいまちです。

こどもが自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

こどもが意見を言い、実行できるまちであること

こどもがつまずいても、やり直すことができるまちであること

こどもが一人の人間として尊重されるまちであること

こどもが生まれた環境や障がいの有無によって差別されないまちであること

わたしたちのまちは、このようなまちであるべきです。

わたしたちは、かけがえのないこどもが幸せでいられるために、行動しなければなりません。

こどもも大人も「こどもの権利」を理解し、共有し、こどもたちがその可能性を無限に広げ、全てのこどもの幸せのために、この条例を制定します。

【解 説】

この条例の基本的考え方を述べています。

まず、最初の文において、すべてのこどもはかけがえのない存在であることを示し、こどもたちの権利が最大限に保障されなければならないことを宣言しています。これは、この条例がこどもの権利に関する条例であり、こどもの権利の保障をもっとも重要な使命として位置付けていることを表しています。

次に、こどもの幸せが、全ての市民が暮らしやすいまちにつながることであり、こどもの自己決定権や意見表明権、チャレンジしても失敗できる権利、人権の尊重、差別の禁止など目指していくべきまちな姿を示しています。ここで言う「生まれた環境」には、性別、言語、宗教、経済的事情、人種などが含まれます。

こどもも大人も「こどもの権利」を理解し、共有することで、こどもたちの可能性が無限に広がり、全てのこどもが幸せになれるために、この条例を制定することをうたっています。

また、誰もがわかりやすい条例を目指して、この前文では比較的平易な言葉使いを心掛けています。

子どもの権利保障については、1989年の国連総会において、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が採択され、日本は1994年に条約を批准しています。また、2023年にはこども基本法が施行され、こどもが権利の主体であることを明記し、こどもが意見を表明する権利、教育を受ける権利、虐待から守られる権利など、こどもの権利が尊重される社会の実現を目指すことが示されました。

このような社会的背景を踏まえて、本市においてもこどもの権利についての理念だけではなく、これらを実現させるための具体的な仕組みを盛り込んだ実効性のある条例を制定します。

【意見交換会等での意見】

- ・こどもが読んでも分かる条例にしてほしい。(でんでん)
- ・こどもの権利条例は簡単で子どもにも読めるものとしてほしい。(亀山市PTA連合会)
- ・こどもでも分かるものを制定してほしい。(学童保育連絡協議会)
- ・こどもファーストな条例(アンケート調査)
- ・子どもの権利を大人たちも理解し、みんなで子どもたちを守っていくということが分かる条例(アンケート調査)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの自主性を尊重し、こどもの持つ権利を保障することで、こども施策を総合的に推進し、こどもが安心して暮らすことができるこどもがかがやくまちの実現を目的とします。

【解 説】

条例の目的を規定しています。

この条例は、亀山市、市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者の役割を定めるとともに、こども施策を推進し、こどもがかがやくまちをつくることを目的としています。

【意見交換会等での意見】

- ・子どもの権利条約をベースに考えてほしい。（学童保育連絡協議会）
- ・亀山市のこども憲法のような条例を制定してほしい。（学童保育連絡協議会）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続きこども施策の対象とする必要がある者を含みます。
- (2) こども施策 こども基本法第2条第2項に規定されているこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいいます。
- (5) 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する立場の者をいいます。
- (6) 地域住民等 地域の住民又は地域で活動を行う団体をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいいます。

【解説】

この条例で使用する言葉の意味について規定しています。

第1号は「こども」の定義です。18歳未満の者としていますが、こども基本法でのこどもの定義が「心身の発達の過程にある者」となっていることに配慮し、より具体的に18歳を超えてもこども施策の対象とする必要がある者も含まれるとしています。心身の発達過程にある者を含み、その他支援の対象となる者が入ります。

「18歳に達した後も引き続きこども施策の対象とする必要がある者」とは、例えば、「ヤングケアラー」や「社会的養護経験者（ケアリーバー）」など、18歳到達後も切れ目のない支援が必要なケースを想定しています。

第2号は「こども施策」の定義です。

第3号は「市民」の定義です。まちづくり基本条例の市民の定義を参照し、「市内に居住し、在勤し、又は在学する者」としています。

第4号は「学校等関係者」の定義です。ここで言う「児童養護施設」は児童福祉法第41条に定めるものを指します。「学校」は学校教育法第1条の学校を指し、幼稚園は学校に含まれます。

「その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設」とは、認定こども園や児童発達支援センター、児童家庭支援センター、フリースクール等が含まれます。

これらの施設は、地方自治体が制定する条例であるため、市域にある施設に限定されるものです。

第5号は「保護者」の定義です。「親に代わってこどもを養育する立場の者」とは、親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長等が含まれます。

第6号は「地域住民等」の定義です。地域で活動を行う団体には、自治会、地域まちづくり協議会、市民活動団体などが含まれます。

第7号は「事業者」の定義です。

【意見交換会等での意見】

- ・こどもの年齢は18歳未満とした方がいい。いつまでもこどもではないという感覚。(亀山高校)

(基本理念)

第3条 こどもが安心して暮らすことができるまちの実現には、次に掲げる理念を基本として進めなければなりません。

- (1) こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) こどもにとって最善であることを第一に考えること。
- (3) こどもの成長及び発達に配慮すること。
- (4) こどもは、あらゆる差別をされないこと。
- (5) こどもが自分の意見又は考えを表明する機会を保障すること。

【解 説】

この条例全体を通じて、基本とする理念を定めています。

第1号は、こども基本法第3条の基本理念を参照し、こどもが権利の主体として尊重されることを規定しています。

第2号は、子どもの権利条約の4つの原則から、こどもの最善の利益を規定しています。

第3号は、子どもの権利条約の4つの原則から、生命、生存及び発達に対する権利を規定しています。

第4号は、子どもの権利条約の4つの原則から、差別の禁止を規定しています。

第5号は、子どもの権利条約の4つの原則から、こどもの意見の尊重を規定しています。

参 考

子どもの権利条約の4つの原則は、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な原則です。本条例では、この原則を基本理念に位置付けることで、条例全体に子どもの権利条約の考え方を反映させています。

子どもの権利条約の4つの原則とは、「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「差別の禁止」「こどもの意見の尊重」です。

こども基本法

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

【意見交換会等での意見】

- ・こどもは独立した一人の人間、一人の主体と考える。（学童保育連絡協議会）
- ・こどもが自由に発言できる権利が必要。（でんでん）
- ・まずは当事者であるこどもの意見を聞くこと。（アンケート調査）
- ・こどもは誰かの従属物ではなく、1人の人間であることを尊重してくれる条例（アンケート調査）
- ・こどもの最善の利益は何かとこどもに聞くことが大切。（学童保育連絡協議会）

第2章 こどもの権利

(こどもの大切な権利)

第4条 この章に規定される権利は、こどもが人間として成長し、学び、一人の人間として生きる上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。

【解説】

子ども権利条約や子ども基本法等には、豊かな権利の規定がありますが、この条例の第2章では、その中でも亀山の子どもたちにとって、とりわけ大切なものとして保障されなければならない権利について規定しています。

第5条から第8条までの規定で「主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。」とすることで、明記されていない権利も排除しないという包括的な意味を持たせています。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られること。
- (2) 安全な環境で生活ができること。
- (3) 発達段階に応じた生活ができること。
- (4) 成長に応じて十分な質及び量の食べ物を得ることができること。
- (5) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (6) 個性及び他の人との違いが認められること。
- (7) 困っていること又は不安に思っていることについて相談できること。
- (8) 安全で安心して過ごすことができる居場所があること。
- (9) 必要な医療又は適切な保健サービスを受けられること。

【解 説】

子どもの権利条約に定められている4つの権利の中の「生きる権利」について規定しています。

「(1) 命が守られること。」は安心して生きるためには、まず生命が守られることが大切であるため規定しています。「(2) 安全な環境で生活ができること。」及び「(4) 成長に応じて十分な質及び量の食べ物を得ることができること。」は、こどもの権利に係るアンケート調査の結果にも表れているように、衣食住が重要であることから規定しています。「(3) 発達段階に応じた生活ができること。」は、成長の段階に応じて、適切な生活を送ることができることを規定しています。

「(5) 愛情及び理解を持って育まれること。」は、こどもは誰からも愛され、理解されて、育てられることを規定しています。

「(6) 個性及び他の人との違いが認められること。」は、すべてのこどもが、その違いにかかわらず、等しく尊重され、成長できる環境が保障されるべきとの考え方に基づくものです。

「(7) 困っていること又は不安に思っていることについて相談できること。」は、こどもたちが安心して自分自身のことを話せる環境を整えることであり、こどもたちが健やかに成長し、自分らしく生きるための基盤となります。相談することで、問題の早期解決につながります。

「(8) 安全で安心して過ごすことができる居場所があること。」は、こどもたちが、いかなる脅威からも守られ、心穏やかに自分らしくいられる場所が保障されることであり、成長していく上での基盤となります。

「(9) 必要な医療又は適切な保健サービスを受けられること。」は、こどもが身体的にも、精神的にも健康で過ごすことができる権利を規定しています。市内に全診療科の医療機関がない、市内で医療を受けたいという未就学児の保護者の声もあり、「健康でいられる権利」を「安心して生きる権利」の中に規定しています。

【意見交換会等での意見】

- ・命を守るため家にいても良いとの選択を認めてほしい。(でんでん)
- ・交通事故の悲惨さから通学路の安全が大切。(PTA連合会)
- ・子どもとして大切にされていると感じることは、通学路に地域の人が立って見守ってくれていること。登下校時のあいさつをしてくれることや不審者情報に対応してくれること。(生徒会)
- ・医療、医師との関わりはどうなったのか。必要な視点であると感じる。(ぽっかぽかの会)
- ・大切にされていると感じることは、病気になったときに病院に行けること。(生徒会)
- ・小児医療に関係する権利が必要。亀山市に病児保育がない。(未就学児の保護者)
- ・病院へ行ったときに保険が出ること。(生徒会)
- ・給食が唯一の食事の場合もあるので、食事を守ることの大切さ。(PTA連合会)
- ・食えることが大切なので、中学校給食を実現してほしい。(児童会)
- ・寝る、食べる、学習して進学できることが大切。(亀山高校)
- ・睡眠は大切である。(PTA連合会)
- ・『ごはんを食べることができ、寝るところがある』については子ども、親ともに一番大切と回答(アンケート調査)
- ・命の大切さについて徹底教育してほしい。(アンケート調査)
- ・学校のルールに充てはまらないと怒られる。集団行動を強いられる。(でんでん)

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 こどもは、のびのびと豊かに育つために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) それぞれの個性又は発達に合わせて教育を受けられること。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 休息すること。
- (5) 様々な人と触れ合うこと。
- (6) 自然と触れ合うこと。
- (7) 社会活動又は文化活動に参加すること。

【解説】

子どもの権利条約に定められている4つの権利の中の「育つ権利」について規定しています。

「(1) 学ぶこと。」及び「(2) それぞれの個性又は発達に合わせて教育を受けられること。」は、育つためには学ぶ権利や、教育を受ける権利があることを規定しています。

「(3) 遊ぶこと。」は、年齢にあった遊びやレクリエーションなどの活動をする権利を規定しています。

「(4) 休息すること。」は、のびのびと豊かに育つためには、心や体を休ませることができる権利が必要であることを規定しています。

「(5) 様々な人と触れ合うこと。」は、多様な主体と関わることで成長する権利を規定しています。

「(6) 自然と触れ合うこと。」は、本市の豊かな自然環境を背景に、自然と触れ合いながら育っていく権利を規定しています。

「(7) 社会活動又は文化活動に参加すること。」は、あらゆるこどもが社会活動への参加や文化芸術活動への参加を通じて成長していくことを規定しています。

【意見交換会等での意見】

- ・学校の先生もこどもの権利を学ぶ機会が必要。(学童保育連絡協議会)
- ・家族が病院に行くときに、通訳のため学校を休むことがある。(徳風高校)
- ・学び育ちの権利が大切である(でんでん)
- ・遊ぶことで学ぶことが多い。(PTA連合会)
- ・市内にいろいろ遊べる場所がほしい。大型遊具が壊れており、使用できないので直してほしい。(児童会)
- ・家族と過ごす時間を大切にしたいので、平日に家族と過ごすための休みをつくってほしい。遊ぶ場所が少ない、もっと遊ぶ場所がほしい。(生徒会)
- ・公園での使える遊具が少ないように感じる。自然を生かした公園がほしい。(未就学児の保護者)
- ・大切にされていると感じることは、休んで遊ぶ事ができること。(生徒会)

(一人ひとりが守られ尊重される権利)

第7条 こどもは、一人ひとりが守られ尊重されるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) ありのままの自分でいられること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力又は犯罪等から守られること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 国籍、性の在り方、障がいの有無等、どのような理由でも差別を受けないこと。
- (5) 名誉又は信用が傷つけられないこと。
- (6) 育つことを妨げる状況から保護されること。

【解説】

子どもの権利条約に定められている4つの権利の中の「守られる権利」について規定しています。

「一人ひとりが守られ尊重される権利」というのは、市の一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に配慮した表現であり、守られる権利と人権尊重を組み合わせています。

「(1) ありのままの自分でいられること。」は、こどもの自己肯定感の重要性を表現しており、ありのままの権利を規定しています。

「(2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力又は犯罪等から守られること。」は、こどもは、あらゆる不適切な扱い(身体的、心理的、性的、経済的)から守られ、誰であっても暴力をふるうことは許されないこと、暴力や犯罪などから守られることを規定しています。

「(3) プライバシーが守られること。」は、個人の秘密や考えが、自己の意思によらずに他人に知られることを防ぐ権利を規定しています。

「(4) 国籍、性のあり方、障がいの有無等、どのような理由でも差別を受けないこと。」は、所属する国家や、多様な性のあり方、障がいの有無など、どのような理由であっても差別されない権利を規定しています。なお、差別の禁止については、障害者差別解消法や男女共同参画社会基本法など子どもの権利条約とは別に根拠法があります。

「(5) 名誉又は信用が傷つけられないこと。」は、こどもが他者から名誉や信用が傷つけられない権利を規定しています。

「(6) 育つことを妨げる状況から保護されること。」は、成長を阻害するような有害な環境、状況から身体的、精神的、経済的にも保護される権利を規定しています。

【意見交換会等での意見】

- ・自分がコンビニで働いているとき、お客さんから名前をみただけで「外国人だからだめだ」と言われる差別があった。言語の問題や体の大きさでの差別がある。(徳風高校)
- ・インターネット上でのいじめは存在すると思う。インスタやXのダイレクトメールで行われている。(亀山高校)
- ・プライバシーの権利が大切である。(でんでん)

(参加する権利)

第8条 こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考えを表明することができ、そのことが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と活動できること。
- (3) 多様な活動に参加できること。
- (4) 参加するために必要な支援が受けられること。

【解説】

子どもの権利条約に定められている4つの権利の中の「参加する権利」について規定しています。

「(1) 自分の意見又は考えを表明することができ、そのことが尊重されること。」は、こどもには自己の意見を表明する権利があり、それが尊重され、他者に聞いてもらえることを規定しています。

「(2) 仲間をつくり、仲間と活動できること。」は、社会に参加するために、自分の仲間をつくり、仲間とともに集まり活動することができる権利を規定しています。

「(3) 多様な活動に参加できること。」は、主体的に参加するために、自己の考えで幅広く、活動に参加できる権利があることを規定しています。

「(4) 参加するために必要な支援が受けられること。」は、こどもが活動に参加するために、周囲から必要な支援を受けられることを規定しています。

【意見交換会等での意見】

- ・こどもを取り巻く親がこどもの意見を聞く文化がない。個人の意見を言うと聞き入れられない。こどもと先生には感覚の違いがある。(でんでん)
- ・こども自身が声をあげて変化をさせる。自分たちで決めたというプロセスを大切にしてほしい。(でんでん)
- ・話を聞いてくれる大人の存在。福祉の面談が大切。(ぽっかぽかの会)
- ・こどもの意見をつぶさない、意見を保護する。こどもの意見を尊重する。こどもやその保護者との相談や対話が大切である。(PTA連合会)
- ・自分らしく生きるためには、自分の考えを否定されないこと、考えを実現できる場所がある。(亀山高校)
- ・表現の自由を大切にしたい。(生徒会)
- ・地域の行事を大切に、自分たちで企画してみたい。(生徒会)

第3章 こどもの権利を保障する者の責務

(市の責務)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、こども施策を実施しなければなりません。

2 市は、こども施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

【解説】

第3章こどもの権利を保障する者の責務では、条例の目的や基本理念の実現のため、各責務の主体が果たすべき使命を宣言的に規定しています。各主体がそれぞれの使命を果たすことで、全体としてこどもの権利を保障します。

第9条は、こどもの権利を保障するための市の責務を規定しています。

第1項は、市は、国、他の地方公共団体及び関係機関（児童相談所、警察、医療機関、関係する民間団体等を含みます。）と連携し、及び協働するとともに、こども施策を実施しなければならないことを規定しています。

第2項は、市は、こども施策を実施するために、必要な財政措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないことを規定しています。その他の措置とは、こども施策を実施するために必要な幅広い措置を指すものです。

第3項は、市は、責務の主体である「市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者」がそれぞれの持つ責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならないことを規定しています。

市は、第10条から第14条に規定されている責務の主体（市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者）と連携して、こども施策を行います。また、責務の主体がそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合えるように支援していきます。

参 考

こども施策とは、こども基本法第2条第2項に規定されているこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいいます。

こども基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【意見交換会等での意見】

- ・スクールカウンセラーの活用。（PTA連合会）
- ・教育委員会での不登校対策は限界がある。福祉の関係者が面会するなど学校と関係のない者が聞き取りをする必要がある。（でんでん）

(市民の責務)

第10条 市民は、こどもが権利の主体であることを理解し、こどもが安心して暮らすことができるまちの実現に向けた市のこども施策に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

こどもの権利を保障するための市民の責務について規定しています。こどもがかがやくまちをつくるためには、市民一人ひとりが、市のこども施策を理解し、協力していくよう努める必要があります。

参 考

こども基本法第7条には国民の努力が規定されています。

こども基本法

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

- 第11条 学校等関係者は、こども一人ひとりの発達段階に応じ、こどもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。
- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等からこどもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携するよう努めなければなりません。
- 3 学校等関係者は、こども一人ひとりの発達段階に応じ、こどもがこどもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

【解説】

学校等関係者の責務について規定しています。こどもの権利に対する理解と意見表明権に対して、学校等関係者は特に配慮する必要があります。

第1項の「こども一人ひとりの発達段階に応じ、こどもが主体的に学び」の文言には、多様な学びの場や不登校支援も含まれます。

第2項の「関係機関」とは、福祉、医療、司法など虐待、体罰、いじめ等の問題を解決するため必要なあらゆる機関を指します。

第3項の「必要な支援」とは、日常的に権利教育を行うなど、こどもが権利を理解するための支援、意見を言いやすい環境づくりなど、こどもの意見表明に対する支援、こどもの権利に関する研修の実施など学校関係者の専門性向上の支援を想定しています

(保護者の責務)

第12条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は、保護者が有することを自覚し、こどもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、こどもの健やかな育ちのため、こどもにとっての最善の方法を考え、こども一人ひとりの発達段階に応じた養育に努めなければなりません。

【解説】

保護者の責務について規定しています。

保護者には、子育てにおける「第一義的な責任」がありますが、子育ての不安や負担を軽減するために必要な支援を受けることができます（条例第16条参照）。

保護者は、こどもにとっての最善を考える必要があります。

(地域住民等の責務)

第13条 地域住民等は、こどもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力又は犯罪等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民等は、こどもが地域社会の一員であることを認識し、こどもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。

【解説】

地域住民等の責務について規定しています。

こどもがかがやくまちをつくるためには、こどもたちを地域全体で見守り、育てていく必要があります。

地域活動もこどもの居場所となり、こどもたちはその活動に参加する権利があります。

(事業者の責務)

第14条 事業者は、その事業活動において市が行うこども施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

2 事業者は、こどもを養育する従業者が、子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作るよう努めなければなりません。

【解説】

事業者の責務について規定しています。

事業者は、子育て中の従業者が子育てしながら仕事ができるよう産休や育児休暇など子育て支援制度が活用しやすくなる職場づくりに努める必要があります。

参 考

こども基本法第6条には、事業主の努力が規定されています。

こども基本法

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第4章 基本的な施策等

(こどもの居場所づくり)

第15条 市、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して過ごすことができ、集まって様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めるものとします。

【解説】

こどもの居場所づくりについて規定しています。

こどもの居場所とは、こどもが自分らしくいられる場所であり、それは空間的な場所だけでなく、こどもが安心して会話ができる人間関係など心理的な意味合いもあります。

(子育て家庭等の支援)

第16条 市は、誰もが安心して子育てしやすい環境を整備し、子ども及びその家庭の状況に応じた必要な支援を行うものとします。

2 市は、障がいがある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭に対して、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者と連携協力し、必要な支援を行うものとします。

【解説】

市は、子ども及びその家庭に対して必要な支援を行うことを規定しています。

第1項は、市が、子育て家庭が地域において孤立化することのないように、また、子育てにおける不安や負担を軽減できるように全ての子ども及びその家庭に対する必要な支援を行うものとする規定です。

第2項は、市が特に困難を抱えている子ども及びその家庭に対して、責務の主体（学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者）と連携協力して、必要な支援を行うものとする規定です。

【意見交換会等での意見】

- ・子育ての孤立化が進んでいる。子どもの権利を守るためには、子どもだけでなく家庭を支援しないと守られない。（学童保育連絡協議会）

(情報発信)

第17条 市は、こども施策、地域活動その他のこどもに関わる活動へのこどもの参画を促進するため、必要な情報を分かりやすく発信するものとします。

【解説】

市は、こども施策等の情報発信をすることについて規定しています。

市は、こども施策、地域活動その他のこどもに関わる活動へこどもが参画しやすいように、こどもの目線で、必要な情報を分かりやすく発信します。こどもが慣れ親しんでいる連絡手段を利用して情報発信することも重要です。

(相談体制)

第18条 市は、こどもがその権利を適切に行使することによって、その権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかにこども及び保護者等が相談することができるよう、相談体制を整備しなければなりません。

【解説】

市の相談体制の整備について規定しています。

こどもの権利について、権利が侵害されるおそれがある場合（事前）、権利が侵害された場合（事後）のそれぞれに速やかに相談対応できるよう相談体制の整備が必要です。

また、相談の対象者をこども及び保護者等とすることで、第三者であっても相談できるように規定しています。

【意見交換会等での意見】

- ・相談できる人がいることが幸せであるためには必要。（生徒会）

(権利侵害の救済)

第19条 市は、権利の侵害を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するため、必要な措置を講じなければなりません。

2 学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者は、前項の規定により市が講ずる措置に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

こどもの権利侵害の救済について規定しています。

市は、本条例第2章に規定するこどもの権利をはじめ、子どもの権利条約やこども基本法に規定する権利の侵害を受けていると思われるこどもに対して、必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者は、市が講ずる措置に相互に連携して協力するよう努めなければならないことを規定しています。

例えば、虐待、体罰、いじめ等をこどもが受けている場合は、単なる暴力だけでなく精神的・心理的な侵害に対しても、こどもの救済の対象とします。

また、必要な措置とは、こどもが虐待、体罰、いじめなどのあらゆる暴力等から解放されるために、まずは一時的に安全な場所に避難させるなどの措置が考えられます。

(こどもの権利救済委員会の設置)

第20条 市は、こどもの権利の侵害を受けたこどもに対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、亀山市こどもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設置します。

2 救済委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) こどもの権利の救済及び回復が図られないこども又はその関係者から受けた申立てについて、必要な調査又は調整を行うこと。

(2) こどもが権利の侵害を受けていると認めるときにおいて、必要な調査又は救済のための調整を行うこと。

3 救済委員会は、こどもの権利に関する重要な事項について、市に建議することができます。

4 救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

第1項は、こどもの権利救済委員会の設置について規定しています。この委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する公的第三者機関と位置付けます。「心身の回復を支援する」とは、救済委員会が直接治療等の支援を行うという意味ではなく、第2項に規定する調査及び調整、並びに第3項の建議を通じて、関係機関による支援が適切に講じられるよう働きかけることで、結果としてこどもの心身の回復に資することを指します。

第2項は、救済委員会の職務について規定しています。

第1号は、こどもの権利の救済及び回復が図られない場合、こども又はその関係者から受けた申立てについて、必要な調査又は調整を行うことを規定しています。

第2号は、こどもが権利の侵害を受けていると認めるときにおいて、必要な調査又は救済のための調整を行うことを規定しています。

第3項は、救済委員会は、こどもの権利に関する重要な事項について、市に建議すること（意見を言うこと）ができることを規定しています。

第4項は、救済委員会の委員の構成などの組織及び運営に関する必要な事項は規則で別に定めることを規定しています。

参考

こどもの権利救済委員会は、子どもの権利条約第4条の規定に基づき、こどもをめぐる状況を改善するために自治体に求められる立法・行政上の措置として設置されるものです。

国連の子どもの権利委員会、条約の実施を促進・監視するための独立機関、すなわちこどもの権利のための公的第三者機関の設置が必要であるという見解を示しています。国レベルでは、いまだ独立の公的機関は設置されていませんが、兵庫県川西市をはじめ、各地方自治体が独自に条例を制定し、公的第三者機関として子どもの権利救済機関を設置しています。

第5章 施策の推進体制

(基本計画)

第21条 市は、こども施策の推進に際しこどもの権利の保障を総合的かつ計画的に
図るための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定するものとします。

2 基本計画には、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画を位置
付けます。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとします。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視し、及び評価するとともに、必要に応じて提
言等を行うものとします。

5 市は、議会が行う提言等に対する結果を取りまとめ、公表するとともに、こども
施策への反映に努めるものとします。

【解説】

こどもにかかわる計画は、市のいろいろな部局で策定されていますが、こどもを権利主体として捉え、こどもの権利を保障するという観点からの総合的な計画はありません。そこで、第1項では、こども施策を推進するため、こどもの権利を保障する計画を策定することを規定しています。

第2項は、この条例で言う基本計画には、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画を位置付けることを規定しています。

第3項は、市が基本計画の推進状況を毎年議会に報告することを定めたものです。

第4項は、議会が基本計画の推進状況を監視及び評価し、必要に応じて提言等を行うことを定めたものです。主に所管の常任委員会が、進捗状況の報告や日頃の情報共有を通じて、条例制定後もこどもの権利保障について注視していきます。

第5項は、議会が行う提言等に対する結果について、市は外部に公表するとともに、それらをこども施策への反映に努めることを規定しています。

(推進体制)

第22条 市は、こどもの権利を保障する観点からこども施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとします。

【解説】

こども施策の推進体制について規定しています。

市は、この条例に基づき、こどもの権利を保障する観点から、こども施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制の整備に努めることを規定しています。市内・市外を問わず、必要な体制の整備が重要です。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この条例の施行について、市に対する申立て及び相談、救済委員会が行う調査又は救済等の必要な事項は、市長が規則で別で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。ただし、第20条の規定は、この条例の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

【解 説】

条例の施行期日を定めています。

本条例の施行期日は、令和 年 月 日としていますが、第20条（こどもの権利救済委員会の設置）の規定については、執行していく上で、相当の準備期間が必要と考えて、施行日から2年を超えない範囲で定める日から施行します。